神埼市公式ホームページ広告掲載要綱

平成 20 年 4 月 30 日 要 綱 第 13 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、神埼市の公式ホームページ(以下「神埼市ホームページ」という。) への広告の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本原則)

- 第2条 神埼市ホームページに掲載する広告(以下「広告」という。)は、バナー広告 (ホームページ上に表示される帯状又はのぼり状の広告をいう。以下同じ。)又は文 字広告とし、広報媒体の公共性及び品位を保つため、次の事項を基本原則とする。
 - (1) 公正で真実なもの
 - (2) 広告の受け手に不利益を与えることのないもの
 - (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したもの
 - (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したもの
 - (5) 関係法規及び社会秩序を遵守したもの

(広告の範囲)

- 第3条 広告は、そのリンク先ページの内容が第2条に規定する基本原則に反しないも ののほか、次の各号のいずれにも該当しないものとする。
 - (1) 政治、宗教及び選挙に関するもの
 - (2) 意見広告及び名刺広告に類するもの
 - (3) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
 - (4) 人権を侵害する恐れのあるもの
 - (5) 児童及び青少年の健全育成に反する恐れのあるもの
 - (6) 社会の秩序と健全な風俗習慣に反する恐れのあるもの
 - (7) 法令に違反するもの
 - (8) その他広告として掲載することが適当でないと市長が認めるもの
- 2 前項に定めるもののほか、神埼市ホームページに掲載できる広告に関する基準は、 別途定める。

(広告の規格)

- 第4条 広告の規格は、次のとおりとする。
 - (1) バナー広告
 - ア 縦60ピクセル、横120ピクセル
 - イ 形式 GIF、JPEG
 - ウ アニメーション、ロールオーバー等画像が変化するものは不可
 - (2) 文字広告
 - ア 最大 10 文字×3行(句読点、記号等含む)
 - イ 字の大きさ、字体の指定は不可

(広告掲載位置)

- 第5条 広告を掲載する位置は、神埼市ホームページのトップページの最下部とする。 (広告掲載期間)
- 第6条 広告を掲載する期間は1月単位とし、最長12ヶ月とする。
- 2 前項に規定する広告掲載期間の掲載開始日の前5日程度及び終了日の後5日程度 を掲載作業のための猶予期間とする。
- 3 広告掲載期間中に、天災又は機器の保守により神埼市ホームページを閉鎖した時間 が連続して 24 時間を超える場合は、閉鎖した時間を 24 時間で除して得た日数(端 数切上げ)に相当する期間、市長の権限により広告掲載期間を延長するものとする。 (広告掲載希望者の募集)
- 第7条 広告の掲載を希望する者(以下「広告掲載希望者」という。)の募集は、神埼 市ホームページへの掲載その他の方法で行うものとする。

(広告掲載の優先順位)

第8条 広告掲載希望者が多数いる場合においては、地域性及び公共性の高いものを優先はなることとし、その優先順位は次のとおりとする。

ただし	優集順位に ト	り決定し	がたい場合け	申込み順とする	5
1-1-0	後 ル川只 上 (し み	71/L/L	///*//C V :700 ロ (み、		ノっ

優先順位	広 告 掲 載 希 望 者
1	地場産業の育成、地場産品の販売促進、観光振興に資すると判断する
1	もの
2	公益性の高い企業等で市内に事業所等を有するもの
3	「優先順位1、2」以外のもの
4	その他市長が適当であると認めるもの

(広告掲載の申込み)

- 第9条 広告掲載希望者は、原則として掲載を開始する日の40日前までに、神埼市公式ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)に掲載しようとする広告原稿案(バナーの場合は、電子データを含む。)とリンク先トップページを紙出力したものを添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による掲載申込みがあった場合で必要と認めるときは、広告掲載希望者に対し、資料の提出を求めることができる。

(広告掲載の審査・報告)

- 第10条 広告を適正に実施するため、神埼市公式ホームページ広告審査委員会(以下「委員会」という。)を置き、広告掲載の適否について審査する。
- 2 委員会は、総務企画部長、総務課長、秘書広報係で構成し、委員長は総務企画部長 とする。
- 3 委員会は、市長に審査の結果を報告するものとする。 (広告掲載の決定)
- 第11条 市長は、委員会の審査報告を受けて、第2条及び第3条の規定に基づき掲載 の可否を決定する。

2 前項の規定に基づき広告掲載の可否を決定したときは、その結果を広告掲載希望者 に対し、神埼市公式ホームページ広告掲載決定通知書(様式第2号)又は神埼市公式 ホームページ広告非掲載決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

- 第12条 前条第2項の広告掲載決定通知を受けた広告掲載希望者(以下「広告主」という。)は、市長の指定する期日までに広告原稿(バナーの場合は、画像データでのみ)を自己の負担により作成し提出するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により提出のあった広告原稿 (バナーの場合は、画像データ) の内容が適当でないと判断したときは、広告主に対し広告原稿 (バナーの場合は、画像データ) の変更を求めることができる。

(リンク先ページ等の変更)

第13条 市長は、広告掲載の後にリンク先ページの内容等が法令又はこの要綱に抵触 していると判断したときは、広告主に対しリンクの一時的解除及び内容等の変更を求 めることができる。

(広告掲載料金及び納付)

第14条 広告の掲載料金は、広告枠1枠あたり月額5,000円とし、広告主は掲載の決定後市長が通知した期日までに一括納付しなければならない。

ただし、1回の申込みで掲載期間が連続して6ヶ月以上のときは、広告掲載料金を 1割減ずるものとする。

2 広告掲載料金については、申し込み時点の料金で徴収する。ただし、年度を超える 料金については、地方自治法第208条第2項の規定により、それぞれの年度の取り 扱いとする。

(広告主の責任等)

- 第15条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他 広告掲載に関する全ての事項について、一切の責任を負うものとする。
- 2 広告主は、第三者の権利の侵害、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為 を行ってはならない。
- 3 広告主は、広告の掲載により第三者に侵害を与えた場合は、広告主の責任及び負担 において解決しなければならない。

(広告等の変更)

- 第16条 広告主は、掲載期間内において広告又はリンク先アドレスを変更することができる。
- 2 広告主は、前項の規定により広告又はリンク先アドレスを変更する場合は、変更を 希望する月の 20 日前までに、神埼市公式ホームページ広告掲載変更申出書(様式第 4号)を市長に提出するものとする。
- 3 前項の広告の変更にあっては、変更後の広告原稿(バナーの場合は、画像データ) を添えて神埼市公式ホームページ広告掲載変更申出書(様式第4号)を提出するもの とする。

- 4 第 11 条及び第 12 条の規定は、前 3 項の規定による広告の変更について準用する。 (広告掲載の取止め)
- 第17条 広告主は、広告主の都合により広告掲載を取止めようとするときは、市長に神埼・市公式ホームページ広告掲載取止め申出書(様式第5号)を提出するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による申出があった場合は、これを認め、掲載した広告を削除 するものとする。
- 3 前2項の規定により広告掲載を取止めた場合で既に広告掲載料金が納付されているときは、納付済みの広告掲載料金は返還しない。ただし、広告掲載開始日の20日以上前の申し出の場合は、納付済みの広告掲載料金は返還する。また、複数回の広告掲載料金を納付している場合は、広告掲載の取止めの申し出があった日の5日後の属する回の翌回以降に係る広告掲載料金を返還するものとする。
- 4 前項ただし書の規定による広告掲載料金の還付を受けようとする者は、神埼市公式ホームページ広告掲載料金還付請求書(様式第6号)により市長に請求しなければならない。
- 5 前3項の規定により返還する広告掲載料金には利子を付さない。
- 6 年度を超えた申込みの場合、取止めて6回(枠)に満たない場合は、割引相当分を 取消し手数料として支払わなければならない。

(広告掲載の取消し)

- 第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主への催告その他何らの手続を要することなく、第11条第1項の広告掲載決定を取消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をすることができるものとする。
 - (1) 広告主が第12条に規定する期日までに広告原稿(バナーの場合は、画像データ)を提出しないとき。
 - (2) 広告主が第14条に規定する期日までに広告掲載料金を納付しないとき。
 - (3) 広告主が提出した広告原稿 (バナーの場合は、画像データ) が、第2条及び 第3条の規定に違反したとき。
 - (4) 広告主が虚偽の申請をしたとき。
 - (5) その他神埼市ホームページへの掲載が適当でないと判断したとき。
- 2 市長は、前項の広告掲載決定を取消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をした場合において、広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。また、既に広告掲載料金が納付されているときは、納付済みの広告掲載料金は返還しないものとする。

(広告掲載料金の返還)

- 第19条 市長は、広告掲載が決定した後、広告主の責に帰さない理由により広告が掲載できなかったときは、広告主に納付済みの広告掲載料金を返還するものとする。
- 2 前項の規定により返還する広告掲載料金は、掲載を取り消した月以降の納付済月額 の総額とする。
- 3 返還する広告掲載料金には利子を付さない。

- 4 市は、広告の掲載ができなかったことにより、広告主に生じるいかなる損害についても、広告掲載料金の返還以外の責めを負わないものとする。 (その他)
- 第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

- この要綱は、平成 20 年 4 月 30 日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成 20 年 8 月 4 日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成 22 年 1 月 18 日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成 23 年 2 月 22 日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成29年2月19日から施行する。

可•否

審査

決定日

年

月

日

決定番号

第

号

神埼市公式ホームページ広告掲載申込書

	I. =						年	月	日
神埼	市長	汞							
			申込者	住所(所	在地)〒				
			氏名(名	(称)					
				-					
				TEL					
				FAX					
				E-mail					
			申込責任						
			/ \						印
神Ь市	公式ホーム	ページ広告掲	載更細質		 定に基づき	き、広告に	原稿室を		
	り申込みま		ッサペ <i>ッ</i> 小門 ケ	√ ∪ /\~ / /⅓L	/L (-/ L / C	- 、 / ロル	NIM X	- 14m/L	`
		ッ。 たっては、神:	はまかざ	ホームペー	ジ庁生坦		も承辺 1	ている	z -
	平込みにめ 添えます。	にっている。作	山口人人	νι Δ·\-	ノ 四 14	拟女 們?	ユ /大師心し	∠ (v · ?	ے رد
とを中し	你んより。			≑ ⊓					
1 L L	ht tr × vt th	HH		記					
1 広告	掲載希望期								
	年	月		\sim		年	月 		
※広	告掲載期間	は、最長 12	ケ月とす	る。					
2 広告	市希望 枠	数バナ	· ·	文字	柞	<u>た</u> <u></u>			
3 リン	ク先アドレ	ス http://							
									
※下欄に	は、記入し	ないでくださ	٠٧٠°						
部 長	課長	副課長	係 長	係」	員	受			
						付			
						印			
	1	<u>1</u>							

(1) バナー広告

縦60ピクセル×横120ピクセル、

GIFまたはJPEG形式(アニメーション、ロールオーバー等画像が変化するものは不可)

(2) 文字広告

【文字広告用 原稿シート】

- · 最大 10文字×3行
- · 句読点、記号等は1文字とする。
- ・ 文字の大きさ、書体は指定できません。

<参考>

(広告掲載の申込みについて)

- ●提出期限…原則掲載を開始する日の40日前まで
- ●提出書類…神埼市公式ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)

広告原稿案 (バナーの場合は、電子データを含む。)

リンク先トップページを紙出力したもの(複数ある場合は、その全て) ※市外の事業所等については、会社の概要、他の自治体ホームページな どへの掲載実績をお知らせください。

)

[1]

他の自治体へのホームページの掲載実績について該当するものに○を付け、ある場合は、その自治体名を記入してください。

◇掲載実績(有・無)◇有の場合、その自治体名()

[2]

会社の業務内容について (

 第
 号

 年
 月

 日

様

神埼市長

囙

神埼市公式ホームページ広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みいただきました神埼市公式ホームページへの 広告掲載について、下記のとおり掲載することに決定しましたので通知します。 つきましては、下記により手続きを行ってください。

記

1 広告掲載期間

年 月 日 ~	年	月	日
---------	---	---	---

- 2 広告枠数 ____バナー ・_ 文字 ____ 枠
- 3 広告原稿 (バナーの場合は画像データ)
 - (1) 提出期限 年 月 日まで
 - (2) 提出先 総務課 秘書広報係
- 4 広告掲載料
 - (1)料 金 金 円
 - (2)納付期限 年 月 日まで
 - (3) 納付方法 同封の「納付書」で納入されるか、下記口座に振り込みしてください。

【振込先】

佐賀銀行 神埼支店(普) 1618850

かんざきしかいけいかんりしゃ神埼市会計管理者

5 リンク先アドレス <u>http://</u>

 第
 号

 年
 月

 日

様

神埼市長

神埼市公式ホームページ広告非掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みいただきました神埼市公式ホームページへの 広告掲載について、下記の理由により非掲載することに決定しましたので通知します。

記

1 非掲載の理由

2 その他

神埼市公式ホームページ広告掲載変更申出書

				年	月	日
神埼市長 様 	申込者	住所(所在	三地) 〒			
	氏名(名	 名称)				
		TEL				
		FAX E-mail				
	申込責任	任者氏名				印
神埼市公式ホームページ広の内容を変更をしたいので提		第 16 条の規	定に基づき、 ⁻	下記のと	おり広	
		記				
1 変更の内容(変更を希望 1 バナー・ ※広告バナーの変更を希 データ)を添付してく	文字 望される場合	2	リンク先アトの広告原稿(ク		場合は	画像
2 リンク先アドレス(変更)				22.6		
※リンク先アドレスの変	更を希望され	1る場合のみ	、記入してく	たさい。		
3 変 更 希 望 月	年	月 ~	年	月		
※下欄には、記入しないでく	ださい。	_		1		
部 長 課 長 副課長	係長	係員				
			付 <u></u> 即			
審査 可・否 決定日	年月	1 日	決定番号	第		号

神埼市公式ホームページ広告掲載取止め申出書

			年 月 日	7
神 埼 市 長 様	届出者	住所(所在地)〒		
	氏名(名称)		
		FAX		
	届出責任	任者氏名		
年 月 日付け下記のとおり広告掲載を取止め			<u>印</u> ージ広告掲載について	
		記		
1 広告掲載取止め希望月 <u></u> ※既に広告の掲載をしてい		年 月 〜 み記入してください。	年月	
※ 下欄には、記入しないでくだ	さい。			
1 掲載料金還付の有無	1 有り	2 なし		
2 掲載料金還付額		<u>円</u>		
部 長 課 長 副課長	係長	係員	受 付 印	

神埼市公式ホームページ広告掲載料金還付請求書

祁	申 埼 市 長 杉		出者 住所	(所在地)	₹	年	月	日
		氏	 名(名称)					
しいで	年 月 ご、下記のとおり	届付けで申	TE FA E-ma 出責任者氏。 込んだ神埼	X ail 名	ームページ			 印 につ
		を11円がしより	0					
			記					
1	掲載料金還付額			<u>円</u>				
2	還付額の振込先							
	金融機関名		銀行・信用 信用組合・			支店 支所	・出張原	ŕ
	預金区分		普)	通 • 当	座			
	口座番号							
	(カタカナ) 口座名義人							